

介護保険の給付縮小を行わないことを求める意見書

介護保険制度は、高齢者の暮らしを支え、介護を必要とする高齢者のみならずその家族にとっても必要不可欠なものとなっています。

今年に入り、社会保障制度改革国民会議において介護保険制度における「要支援」者への保険給付の除外が議論され、また財政制度等審議会においても要介護2以下の「軽度」者への給付を削減すべきという提案がなされています。介護保険給付の増大と保険料引き上げの困難を理由としています。こうしたことが実施された場合、高齢者の自立と尊厳を損ない、介護保険制度への国民の信頼を失うおそれ大きいものと危惧します。

要支援あるいは軽度の要介護の高齢者に対して軽度のうちから生活支援を行うことは、心身の機能の低下を防ぎ、重症化を予防する効果が大きいことは多くの実践が示しています。平成18年の介護保険制度改正においても「介護予防への重点化」が図られ、取り組まれてきました。そうした効果について十分な検証もなされないままに、支出増大のみを問題として給付除外をはかることは不適當であると考えます。

「要支援」「軽度」の人を介護給付から除外した場合、市町村が実施する事業にて支援を行うこととされていますが、自治体財政が厳しい中で十分な受け皿を整備することは難しく、サービスの低下や地域間格差を引き起こすおそれがあります。また、普遍的な制度として保険料を市民から集めているにも関わらず、重度化した一部の人しか給付を受けられないということになれば、社会保険の趣旨に反し、制度への信頼を損なうこととなります。

国におかれては、「高齢者を社会全体で支える」「要介護者の尊厳と自立した生活」という介護保険の趣旨と理念に基づき、以下の点を考慮のうえ慎重な検討を行われるように求めます。

- 一、「要支援」及び軽度の「要介護」の高齢者を介護保険給付から除外しないこと。
- 一、制度の見直しにあたっては、制度の利用者である高齢者とその家族の意見を適切に反映すること。
- 一、支出抑制に偏った議論ではなく、介護サービスの意義と効果を詳細に検討すること。
- 一、公費負担率の引き上げを行い、介護保険制度の安定化と保険料水準の適正化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年 6月20日

大和高田市議会